

Louis Kaplow の人間資本論についての覚書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/36241

Louis Kaplowの人間資本論についての覚書

金沢大学人間社会学域法学類准教授 小塚 真啓

人間資本と「理想的な」所得の把握

ある個人は、毎年、賃金を10ずつ稼ぎ、全てを消費する。各期の「消費」と「純資産増加」との算術的合計として定義されるSimonsの個人所得は、この個人について、どのように把握されるべきだろうか？

Simonsの影響が指摘される日本の所得税⁽¹⁾では、原則として、毎年の賃金が、その年度の課税所得（給与所得の金額）に加算され、課税される（所法28条）。また、東ね効果の調整（所法22条2項2号、所法90条など）は、プロスポーツ選手の契約金（所令8条4号）や、退職給与（所法30条1項）などの一定の前払いや後払いについて限定的に認められるだけであり、さらに、収入金額の擬制（みなし譲渡課税）（所法59条1項など）も、上記のような毎期の勤労への対価として、その期に賃金が払われるケースには適用されない。これらは、毎年の賃金が、その年度での「消費」ないし「純資産増加」として把握されることの帰結と考えられる。

しかしながら、Kaplowは、毎年の賃金それ自体を所得とみることを、個人所得の「習慣的な（conventional）」把握と呼び、定義に忠実との意味で、「理想的な（ideal）」把握ではないと主張した⁽²⁾。Kaplowによると、上記の場合における「理想的な」個人所得の把握は、表1の「所得」の列のように行われなければならない。このような把握の特徴をまとめると、次の3点となる。

(1) 期間1～5の賃金のそれぞれにつき、その現在価値を稼得が予測された時点で計算し、その計算時点が属する期間の「純資産増加」に加算する。表1に則して言えば、期間1～5の賃金の現在価値は、それぞれ「現在価値（個別）」の列のうち、期間0の行が交差する箇所まで表現され、それらを合算した「現在価値（総計）」の37.91が、期間0の「純資産増加」及び「所得」として計上されることになる。

(2) 期間1～5の期末でも、(1)と同様の現在価値計算が行われるが、それぞれの「純資産増加」や「所得」の構成要素が、期間0の場合と異なる。すなわち、期間1～5の「純資産増加」及び「所得」は、当期末時点での将来賃金の「現在価値（総計）」ではなく、「純資産増加」は、前期末の「現在価値（総計）」から当期末の「現在価値（総計）」を差し引いた値、また、「所得」は、「賃金」と「純資産増加」の合計額となる。

(3) 期間1～5の「所得」の額については、前期の「現在価値（総計）」に割引率を乗じた値で

【表1】

期間	賃金 (消費)	純資産 増加	所得	現在価値 (総計)	現在価値 (個別)				
					1	2	3	4	5
0	0.00	37.91	37.91	37.91	9.09	8.26	7.51	6.83	6.21
1	10.00	(6.21)	3.79	31.70		9.09	8.26	7.51	6.83
2	10.00	(6.83)	3.17	24.87			9.09	8.26	7.51
3	10.00	(7.51)	2.49	17.36				9.09	8.26
4	10.00	(8.26)	1.74	9.09					9.09
5	10.00	(9.09)	0.91	0.00					

(注) 割引率は10パーセントとする。また、期間0の期末時点で、期間1～5での賃金が確実に予測されたものとする。

【表2】

期間	賃金 (消費)	純資産 増加	所得	現在価値 (総計)	現在価値 (変化)	現在価値 (変化) (個別)				
						1	2	3	4	5
0	0.00	37.91	37.91	37.91	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1	10.00	(6.21)	3.79	31.70	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00
2	10.00	(6.83)	3.17	24.87	0.00			0.00	0.00	0.00
3	10.00	1.16	11.16	26.03	8.68				4.55	4.13
4	*15.00	(12.40)	2.60	13.64	4.55					4.55
5	*15.00	(13.64)	1.36	0.00	0.00					

(注) 期間4及び5の賃金は、期間3の期末直前までそれぞれ10と予測されていたが、その時点でそれぞれ15であると判明。それ以外は表1と同じ。「現在価値 (変化)」は、期間0期末時点では予測されておらず、期間3期末になって初めて予測された賃金 (の増加額) の現在価値の値を表す。

あるとの解釈も可能である。この解釈は、当期の「現在価値 (総計)」の構成要素である「現在価値 (個別)」が、前期でのそれらと比較して、それぞれ割引率分だけ増加しており—表1について言えば、いずれも1.1倍 (1プラス割引率) になっている⁽³⁾—、そのような増加が「純資産増加」として把握されるべきものであることから正当化されよう。なお、当期の賃金についての「現在価値 (個別)」の箇所が空欄となるのは、それが「賃金」の箇所において示されるべきものだからである。そして、前者の箇所が空欄となることは、マイナスの「純資産増加」を示すものではある—表1の期間1の行について言えば、10が記入されないことにより、マイナス10の「純資産増加」が生じている—が、同時に「消費」を示すものでもあるため、その額だけ「所得」が減少することはなく、結局、「所得」の額は、前期の「現在価値 (総計)」に割引率を乗じた値となるのである⁽⁴⁾。

また、Kaplowが、上記のような処理の核である将来賃金の予測に現実性を不要とする点も注目される⁽⁵⁾。すなわち、不現実性が存在するとしても、その期待値などに基づき⁽⁶⁾、現在価値が算定され、現実な予測の場合と同様に「純資産増加」が生じる⁽⁷⁾。そして、不現実性が解消された時点の属する期間において、それに伴う現在価値の変化により、プラスないしマイナスの「純資産増加」が生じることになる (表2参照)。

さらに、Kaplowは、こうした「理想的な」所得の把握の方法と対比される賃金それ自体を所得とみる「習慣的な」把握の方法は消費課税的であるとも主張する⁽⁸⁾。この主張は、表1・表2上の「賃金」の列—これらは、「消費」の値を示すものでもある—が、伝統的方法によれば所

得の値となり、それらと「所得」の列との差異が「純資産増加」の列と等しいことを指摘するものである。

もちろん、「習慣的」方法の採用が所得税の消費課税化を常に意味するわけではなく、賃金が「貯蓄」されるなら、「純資産増加」への課税が生じる⁽⁹⁾。しかし、そのような「習慣的」方法の下での「純資産増加」への課税は、収益の発生を要件とするものであり、また、収益に先立って生じる巨額の「純資産増加」—表1・表2での期間0や、表2での期間3の「純資産増加」—が課税されないままである点に変わりはない。Kaplowは、こうした点を、実物資産・金融資産の値上がり・値下がりばかりでなく、人間資本の場合についても「実現主義」を妥当させるものと認識し⁽¹⁰⁾、その放棄—発生時点での「純資産増加」への課税（時価主義課税）や、それに相当する取扱いの実施—がより包括的に検討されるべきではないか、すなわち、所得課税論者はそのような主張を行うべきなのではないかとの問題提起を行うのである⁽¹¹⁾。

Kaplowの指摘が示唆するもの

Kaplowにより示された「理想的な」人間資本の取扱いが示唆するものは何か？最も直截でわかりやすい主張（の可能性）は、「理想」への接近、ひいてはその達成を目指すべき、とするものだろう。「理想」に忠実な取扱いは、人に対し、その誕生時点での納税を要求しかねないものであり、納税資金や自由への侵害が問題となり得る。しかし、納税資金の問題については、確定した税額の納付を直ちには要求せず、延納を広く認めること⁽¹²⁾による対処が考えられるし⁽¹³⁾、自由への侵害の問題についても、賃金に課税する場合でも「所得効果」が生じる点では変わりがなく、「理想的な」取扱いと現行の所得税での取扱いとの差異は、質的なものではないとの反論が考えられる⁽¹⁴⁾。また、現在価値の発生・増加が予測された時点では税額の決定を行わず、その決定を賃金実際に支払われるまで先送りする一方、支払時点で計算される税額を、納税者の税負担が「理想」の所得課税を実施したと仮定した場合の税負担に近づくよう、大きくすることとし⁽¹⁵⁾、納税資金や自由への侵害の問題の発生自体を避けることも考えられる⁽¹⁶⁾。

だが、Kaplow自身は、こうした所得税の「理想」化への態度を保留し、その代わりに次のように主張した。「人間資本の理想的な取扱いを拒絶するのなら、実物資産・金融資産についての、現在の、そして、提案されている取扱いを擁護するのは困難となるのかもしれない。その場合、所得を課税するという目的を放棄する必要も出てくるかもしれない」と⁽¹⁷⁾。

これは、消費課税論の擁護を目的として所得課税論に攻撃を加えるものに見えなくもないが⁽¹⁸⁾、Kaplowの真意は、所得か消費かという課税ベースを巡る論争の根幹自体を否定しようとする、より壮大なものだったように思える。それは、人間資本と所得課税との関係について同様の分析を加える別論文⁽¹⁹⁾の結びの節においては、「所得課税と消費課税のいずれが他方より優れているか、また、所得税や消費税の課税ベースの中身についての論争は、所得の定義や、『担税力』といった、詳しい説明がない中間的な規範などへの、その場しのぎの、直感的な訴えに依拠したものとなっている」として、より鮮明に主張される。さらに、Kaplowは、続けて「租税政策の規範的分析は、第一原理、すなわち、明示された社会厚生関数によって具体化される、分配的正義(distributive justice)の理論に直接に基づくものでなければならない」とも主張し、(1) 社会的

に好ましい結果をもたらすものであるか否かが唯一の評価基準である（帰結主義）、(2) その結果（社会的な好ましき）は、個人の効用によって判断されるべきである（厚生主義）との2点を特色とする⁽²⁰⁾、自身のアプローチの採用を迫るのである⁽²¹⁾。

しかしながら、このような帰結主義・厚生主義の擁護の主張は、従来の議論枠組みに向けた「直感的な訴え」とのKaplow自身の批判が、そのまま当てはまってしまうもののように思われる。従来のアプローチが、適切とする課税ベースの選択の正当化の根拠を明確に示さないものであったり⁽²²⁾、あるいは、所得か消費かの選択の基礎付けを、個人の効用により正確に近似できるといった、厚生経済学の見地からは不十分と評される理由付けから行うものであったりしたこと⁽²³⁾は事実であり⁽²⁴⁾、Kaplowの帰結主義的・厚生主義的アプローチが、それらと比較して、優れた理論的一貫性を有するのは確かだろう。だが、その優位性は、他のアプローチ（の可能性）を全く排除してしまうほどの「絶対的優位性（superiority）」ではない。功利主義に代表される帰結主義的な規範論に与しない、義務論的な正義論に基づく租税政策の規範的評価の主張も有力になされており⁽²⁵⁾、また、「理想的な」課税ベースの選択それ自体についても、所得や消費などを基準とする「公平（fairness）」に、「何らかの内在的価値の実現に奉仕する道具的価値を持つ手段」との位置付けを与えることで、なお意義を認めることができるとする見解も有力なのである⁽²⁶⁾。

したがって、Kaplowが示した「理想的な」人間資本の取扱いや、その前提となる発想のさらなる検討は、一Kaplow自身は（好ましい）帰結との関連性が不明確であるとして、拒絶するであろうが—なお、意義を持つと考えられる。以下、そのような検討の具体的意義や課題について、ごく簡単ではあるが整理し、本稿を終えることとしたい。

まず、第1に、「理想的な」人間資本の取扱いは、所得による「公平」を拡充する可能性がある。代表的な消費課税論者であるAndrewsが、その理由に「公平」を挙げたことはよく知られているが、彼が最も重視したのは「当期の収益と貯蓄とのいずれから支払われるかにかかわらず、消費額が等しい者達を等しく取り扱う」という「公平」⁽²⁷⁾であった。この「公平」が所得により達成できないのは、賃金が支払時点での所得として把握される限り、その通りであろう。だが、将来の賃金により生じる「純資産増加」まで所得に含められるなら、「消費額が等しい者達」の間での「公平」をも同時に達成する可能性が出てくる⁽²⁸⁾。

もちろん、このことにより、人間資本に対し「習慣的な」取扱いを維持する所得課税論が直ちに排斥されてしまうわけではない。そのような所得課税擁護論は、人間資本が「現時点での経済的資源に対する支配権」に当たらないことに着目し、そうした支配権の配分の不均衡の是正に「道具的価値」を認めることにより、正当化が可能である⁽²⁹⁾。しかし、人間資本を実物資産・金融資産と同様に取り扱うことがそのような「道具的価値」を損なわない可能性は十分にあり得ると思われ、所得課税の「道具的価値」をより高める方策であるか否かにつき、検討が必要であろう。

また、第2に、「理想的な」人間資本の取扱いが、所得を潜在的能力（endowment）に接近させる途を示すものである点⁽³⁰⁾にも注目すべきである。市場取引の結果として所得や消費が把握される限り、いずれを課税ベースとする税も、労働と余暇との間での選択について非中立的であることを免れ得ない。しかし、将来賃金の現在価値の発生や変化が「純資産増加」と捉えられるなら、税負担の決定のタイミングは、結果が生じた時点から選択を行う時点、さらにはその選択が予測された時点へと前倒しされてくる。

もっとも、「理想的な」人間資本の取扱いそれ自体は、労働と余暇との間での選択の中立性をもたらさない。将来賃金の現在価値は、将来において労働を選択すると予測しない限り生じず、やはり税負担が労働と余暇との間の選択に依存したままだからである。だが、余暇の選択が予測される場合でも、同時に労働の選択の評価が行われているはずであり、そのような代替的選択の評価も「純資産増加」に含めるという拡張があり得る。そうした拡張が、所得税の「道具的価値」を高める、ないし、分配的正義に資するか否か、さらなる検討を行うべきだろう⁽³¹⁾。

しかしながら、第3に、「理想的な」人間資本の取扱いの背後にある前提について、さらなる検討を行う必要がある。その「理想的な」取扱いは、将来賃金が、実物資産・金融資産からの収益と全く同様に、予測された時点で現在価値の評価の対象となるべきものということを前提としている。しかし、そのようなことをなぜ前提にできるのか、その前提を支える発想は妥当か、といった点につき、検討が十分でないように思われるのである⁽³²⁾。

確かに、予測が可能であり、現金やその他の経済的利益で支払われるといった点では、将来賃金と実物資産・金融資産からの将来収益との間に差異はない。だが、実物資産・金融資産と類似した、人間資本の投資形態の変更—将来賃金の発生パターンやリスクへの選好に応じて、自らの体を交換する、あるいは、自らの臓器などを売り渡し、その売却代金を実物資産・金融資産の取得に充てる、など—は、不可能ないし許されないから、表1・表2における期間0の期末時点において、将来収益の現在価値計算を通常人が行うものとするのは無理がある。人が、自分自身の判断として、自発的に将来賃金の現在価値を評価するのは、せいぜい、(高等)教育を受ける・受けない、といった人間資本への投資を行うか否かの場合に限られるのではないか。

それにもかかわらず、およそ将来賃金について現在価値の評価を要求することは、その評価の主体がその人個人ではない他の何かであることを意味する。そして、その何かの候補として最も自然なのは、期間0の「純資産増加」について、そこからどれほどの税収を得られるかということかたちで利益 (interest) を有する課税権者たる国家であろう。これは、国家の領域に属する将来収益を、国家の所有物として、国家が評価すべきとの発想⁽³³⁾を示唆する。

こうした発想の当否は、課税の根拠論に深く関わるものであり、ここで直ちに答えを出すことはできない⁽³⁴⁾。しかし、この問題は、課税ベースの選択の議論に意義を認め、かつ、「純資産増加」を含めるべきと主張する限り、取り組まなければならない課題⁽³⁵⁾であるように思われる。

*

*

*

〔脚注〕

- (1) 例えば、金子宏「所得概念について」同「租税法理論の形成と解明 上巻」(有斐閣 2010年) 421頁(初出1970年)を参照。
- (2) Louis Kaplow, Human Capital under an Ideal Income Tax, 80 Va. L. Rev. 1477, 1482-1484 (1994) .
- (3) 但し、小数点第3位で四捨五入しているため、前期の値そのものを1.1倍しても当期の値にはならない。
- (4) このような処理は、減価償却資産への投資にサミュエルン償却(償却基金法)を適用した場合のものほとんど同じとなる。サミュエルン償却については、例えば、岡村忠生『法人税法講義(第3版)』(成文堂 2007年) 117-121頁

を参照。表1の場合と減価償却資産への投資の場合との差異は、期間0でのマイナスの収益の有無にある。減価償却資産への投資では、独立当事者から取得する限り、将来収益の現在価値に等しいマイナスの収益を負担する必要がある。したがって、期間0での所得は生じない。

- (5) Kaplow, *supra* note 2 at 1484-1487.
- (6) Kaplowは、確実な収益と不確実な収益の期待値(期待収益)とを等しく取り扱うが、これは、リスク中立性を暗黙に仮定したものと考えられる。もっとも、リスク中立性の仮定を外しても、確実性は要求されない。期待収益ではなく、不確実な収益の確実性等価を用いて割引が行われるように

なるだけである。例えば、野口悠紀雄＝藤井眞理子『金融工学』（ダイヤモンド社 2000年）16-32頁を参照。

- (7) このことは、進学や職業訓練などの人間資本への「投資」を通じた賃金の変化にも等しく当てはまる。すなわち、そのような「投資」による将来賃金の増加を正確に予測することは困難であると考えられるが、その事情により予測時点での所得発生それ自体が妨げられることはない。また、進学などが前もって（極端には、誕生時点で）予測される場合には、その時点で所得が生じる。所得が変化するのは、将来賃金の予測に変化があったときであり、「投資」は間接的な変化要因に過ぎないことになる。See Kaplow, *supra* note 2 at 1487-1490.
- (8) Kaplow, *supra* note 2 at 1490.
- (9) この点はKaplowも認めている。See Kaplow, *supra* note 2 at 1490 n.19.
- (10) 同様の見解として、岡村忠生＝渡辺徹也＝高橋祐介『ベーシック税法（第6版）』（有斐閣 2011年）66頁（岡村執筆）を参照。
- (11) Kaplow, *supra* note 2 at 1480. さらに、Kaplowは、「取得」時点でゼロ超の正味現在価値—将来収益の現在価値から「取得」コストを控除した値—を有する可能性がより高いとして、実物資産・金融資産ではなく、人間資本こそ時価主義課税に服すべきではないか、とも示唆する。See *Id.* at 1491-1498.
- (12) 旧所得税についてのものであるが、延払条件の下で値上がり資産を売却したため、納付税額が受領済みの売却代金を上回ったという事案において、最高裁判所は、Simonsの個人所得概念と親和的な清算課税説の不適用を認めなかった。最判昭和47年12月26日民集26巻10号2083頁を参照。現行所得税法でも延納が認められているに過ぎない。所法131条を参照。
- (13) 表1に則して言えば、例えば、期間0の時点で、37.91の所得に税率を乗じて納付すべき税額を算定することとし、この額を直ちに全額納付するか、一部または全部を後の期に納付するかを選択できるものとする—この場合、翌期以降に繰り延べた納付税額は、前期で未納のままとなった納付税額に適切な利子率を乗じた額とし、また、毎期の所得についての税額もこれに加算し、将来収益の減少に伴うマイナスの「純資産増加」により損失が生じる場合には、未納付税額の減少、ないし還付を認めることになろう—が考えられる。こうした取扱いは、全ての国民1人1人につき、個別の勘定を設けることを必要とするが、そのような期間0期末時点での納税義務を管理するための勘定は、Ackerman・Alstotのベーシック・キャピタル構想（Bruce Ackerman & Anne Alstot, *THE STAKEHOLDER SOCIETY* (Yale University Press 1999)）を補完するものであるかもしれない。同構想は、全ての国民に対し、ステーク（stake）と呼ばれる8万ドルを、高校卒業時点で付与する—但し、その時点では8万ドルが記載された勘定のみが作られるものとし、学費等に支払うなどの一定の例外を除き、その勘定から現金を実際に引き出し得るのは21歳以降とされる—一方で、その財源として、全ての国民に対し、8万ドル超の純財産について、2パーセントの財産税を賦課する—但し、ステークを受領した国民は、その死亡時に、8万ドル超の純財産を有している限り、同額を返還すべきものとされ、この義務を補完するものと位置付けられている—ことを内容とする。しかし、財産税については、「財産税が、リベラルの発想に反する（illiberal）負担を課することがあるのは確かである。財産税は、あたかも、キリギリスよりもアリにより大きな義務を課すかのごとく、儉約的な貯蓄家にとって、（引用者注：貯蓄を行わない分だけ）よりよい生活を送る同等の者達と比べて、より重いものとなる。しかし、そのような歪曲の性質を持たない税はほとんどない」として、擁護されたに過ぎない。See *Id.* at 101. したがって、勤労と余暇との選択に歪みを生じさせない可能性がある—この点については後掲注（31）とそれに対応する本文を参照—、真に「理想的な」所得課税により財産税を代替し、さらに、そのための国民1人1人の勘定をステークの勘定と統合してしまう改善案が考えられるのである。
- (14) 岡村他・前掲注（10）7-8頁（岡村執筆）を参照。See also Liam Muphy & Thomas Nagel, *THE MYTH OF OWNERSHIP*, 121-125 (Oxford University Press, 2002).
- (15) Kaplow, *supra* note 2 at 1506-1512. Kaplow自身は、「理想的な」取扱いの場合とex ante（事前）の観点から等しい税負担を達成する、すなわち、将来の課税後賃金の現在価値を、将来の課税前賃金の現在価値から「理想的な」所得税の負担を控除した値と等しくなるよう、課税対象の賃金の額（課税標準）をグロス・アップする手法を例示している。これは、「理想的な」所得税との間で事前の観点での等値性を達成する点、及び、収益の発生を待って課税する点で、AuerbachのRetrospective Capital Gain Taxationと類似する。See Alan J. Auerbach, *Retrospective Capital Gain Taxation*, 81 *Am. Eco. Rev.* 167 (1991).
- (16) このような代替案のデメリットとして、Kaplowは、賃金のような現金支払いのかたちをとるものしか課税の対象とし得ない点を挙げる。See Kaplow, *supra* note 2 at 1507 n.73. さらに、期間0時点での将来賃金（あるいはその代替物）の現在価値計算が本人それ自身の自発的なものとは考えにくいこと—この点については、本文の最後の箇所を参照—から、ex anteの観点から等しい税負担を達成することの意義にも疑問が生じ得る。もっとも、この点は、ex post（事後）の観点に立つといわれるイールド課税などの採用により解消し得るものかিশれず、さらなる検討を今後の課題としたい。なお、イールド課税については、神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造（五・完）」法学協会雑誌129巻3号587頁、603-623頁（2012年）を参照。
- (17) Kaplow, *supra* note 2 at 1514.
- (18) Lawrence Zekenak, *The Reification of Metaphor: Income Taxes, Consumption Taxes and Human Capital*, 51 *Tax L. Rev.* 1, 5-7 (1995).
- (19) Louis Kaplow, *On the Divergence "Ideal" and Conventional Income-Tax Treatment of Human Capital*, 86 *Am. Eco. Rev.* 347, 351 (1996).

- (20) 藤谷武史「非営利公益団体課税の機能的分析(二)一政策税制の租税法学的考察」国家学会雑誌118巻1・2号1頁, 23-26頁(2005年)を参照。
- (21) Kaplowのアプローチの詳細に関しては, *see* Louis Kaplow, *THE THEORY OF TAXATION AND PUBLIC ECONOMICS*, 1-50 (Princeton University Press, 2008). なお, 同書において, Kaplowは自身のアプローチと整合的な結果をもたらさないと理由から, あるべき課税ベースを基準とする議論を拒絶している。*See Id.* at 405-406.
- (22) *E.g.* Richard A. Musgrave, *In Defense of an Income Concept*, 81 *Harv. L. Rev.* 44, 47-48 (1967).
- (23) 例えば, Aaronは, 包括的所得概念を擁護するに当たって, 「家計による貯蓄…の決定は, 家計が, 限界において, 貯蓄のため…購入しなかった財・サービスから得るはずだったのと同程度の満足, その家計の金融ポートフォリオの価値増加から得ていることを明らかにしている」と主張した。*See* Henry Aaron, *What is a Comprehensive Tax Base Anymore?*, 22 *Nat'l Tax J.* 543, 544 (1969). なお, このような「貯蓄」からの効用に基づく所得税擁護論に対しては, 消費税論者の側からの詳細な反論がある。*See* Joseph Bankman & David A. Weisbach, *The Superiority of an Ideal Consumption Tax over an Ideal Income Tax*, 58 *Stan. L. Rev.* 1413, 1448-1451 (2004). その紹介や論評としては, 例えば, 藤谷武史「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏編『租税法の基本問題』(有斐閣 2007年) 272頁を参照。
- (24) 藤谷・前掲注(20) 3-4頁, 27-28頁を参照。
- (25) *E.g.* Muphy & Nagel, *supra* note 14.
- (26) 藤谷・前掲注(20) 36-45頁, 藤谷・前掲注(23) 292-294頁。
- (27) William D. Andrews, *Fairness and the Personal Income Tax: A Reply to Professor Warren*, 88 *Harv. L. Rev.* 947, 949 (1975). Andrewsは, 人的控除の規範的取扱いの検討に際し, 個人所得税の目的と関連付けた課税ベースの選択を主張した論者—藤谷・前掲注(20) 5-8頁によれば, 課税ベースを目的論的に理解するSimons以来の最初の代表的論者—である。*See* William D. Andrews, *Personal Deduction in an Ideal Income Tax*, 86 *Harv. L. Rev.* 309, 325-327 (1972). したがって, この公平も「何らかの内在的価値の実現に奉仕する道具的価値を持つ手段」と考えられるが, 残念ながら, 「内在的価値」の内容や, 問題の公平とその価値の実現と関係についての詳しい説明はない。なお, 藤谷・前掲注(20) 22-23頁注204も参照。
- (28) Kaplow, *supra* note 2 at 1501-1503.
- (29) 藤谷・前掲注(20) 29-32頁を参照。
- (30) 岡村他・前掲注(10) 66頁(岡村執筆)を参照。
- (31) 後者の観点からの検討として, *see e.g.* Muphy & Nagel, *supra* note 14 at 123-124.
- (32) Kaplowは, 連邦所得税制において, 譲渡制限付きストック・オプションの総所得算入があり得ることを正当化の理由に挙げる。*See* Kaplow, *supra* note 2 at 1482 n.11. だが, 現実の税制の特徴が「理想」の取扱いの根拠であるというのは, 説得的とは言い難い。
- (33) そのような発想と親和的であるように思えるものとして, *see* Muphy & Nagel, *supra* note 14 at 31-37.
- (34) Muphy & Nagel, *supra* note 14に對し, 政府も失敗し得ることを理由に, 私的財産権の核心部分に不可侵の領域を残すべきではないかとの指摘を行うものとして, 増井良啓「税制の公平から分配の公平へ」江頭憲治郎=碓井光明編『法の再構築 [I] 国家と社会』(東京大学出版会 2007年) 63頁, 65-72頁を参照。
- (35) また, 現在価値を評価する際の割引率に何をを用いるべきか, といった点も課題となろう。この点についての詳細な検討として, 神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造(四)」法学協会雑誌129巻2号231頁(2012年)を参照。